

## 新潟高教組

# 22 春闘期闘争速報

2022年6月8日 全組合員配布

## 6.7 地公労総務管理部長交渉

### 秋勧告期・確定期へ課題の意識付け

### 「退職手当の改定はしない」ことを確認

6月7日、地公労は秋の県人事委員会勧告期・確定期に地公労重点課題の前進にむけ、春闘期から県当局に意識付けと人事委員会対策を行わせることを目的とし、『地公労春闘要求書』に基づく対県交渉に臨んだ。

冒頭、岡島祐次議長（新教組執行委員長）は「常態化している長時間勤務への対策」「給与の臨時削減に加え、昨今の物価高により、組合員の生活は厳しいものとなっている」「臨時削減交渉時の確認書の厳守」「安心して働き続けられる職場環境の実現」について、組合員の思いを代弁した。

要求書に対する主な回答は以下のとおり。2022秋年末確定闘争期に向けたたたかひのスタート！

地公労要求	総務管理部長回答
労使関係の基本的事項	労使関係については、説明すべきものは説明し、話し合うべきものは話し合い、その中で合意形成を目指していくことが基本姿勢である。今後も諸般の勤務条件については、労使合意を目指して誠意を持って話し合っていきたい。
給与の臨時的削減課題	毎年の財政状況については、別に説明する場を設けたい。財政収支の収支不足が解消し、臨時的削減の必要がなくなった場合は、その時点で期間を前倒して臨時的削減を終了することとなる。21年度決算73億円黒字とはいえ、R13には県債の償還がひかえており、中期的な収支不足は解消されていない。
減額勧告時の最大限の努力	人事委員会勧告は、その制度の趣旨から尊重すべきものと考えている。一方給与の臨時的削減措置は、本県の厳しい財政状況を踏まえて、あくまで緊急避難的な措置として、皆さんと合意の上、財政協力をしていただいているものであることから、その時点の県の財政状況や職員の生活への影響を十分に考慮し、判断したいと考えている。
退職手当の見直し	本県の退職手当制度は「均衡の原則」を踏まえ、従来から国に準拠してきたところである。退職手当の見直しに当たっては、皆さんの合意が得られるよう誠意を持って十分に話し合っていくというこれまでの姿勢に変わりはない。
定年延長について	定年延長については、国から示された通知や他県状況等を踏まえながら検討を行っているところ。勤務条件に関わる事項については、誠意を持って話し合っていきたい。

退職手当についてはやりとりの中で、国同様改定はしないことが確認された。

また、初任給について民間と2万円近く格差がでていることから、人材確保の観点からも改善するよう強く求めた。県当局回答は「均衡の原則」「勧告尊重」に終始したが、人事委員会に要望があることを伝えていくことを確認した。

教組課題では、免許更新廃止により、査定昇給制度における柱立てを新たに検討していかなければならないことについて「任命権者間に運用差があってはならない」との言質を引き出した。

冒頭議長あいさつにもあるように、物価高により生活厳しいものとなっている。また、働き方改革も思うようにすすんでいない、新型コロナウイルス感染症への対応も引き続けている。その中で日々懸命に働いている組合員の生活や職場環境・労働環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進にむけ、地公労に結集し、とりくみを強化していく。